

秋田市興行場法施行条例に基づく構造設備の基準の特例

(趣旨)

第1条 秋田市興行場法施行条例（平成24年秋田市条例第87号。以下「条例」という。）について、条例第3条第5号に規定する基準に関し必要な特例を定めるものとする。

(条例第3条第5号に規定する基準に関する特例)

第2条 条例第3条第5号で掲げる市長が認める便所のうち、同条第5号アで定めるものについては、身体障がい者および性的少数者等に配慮した便所を含むものとする。

2 条例第3条第5号エに規定する便器の数について、次のとおりとすることができる。

(1) 条例第3条第5号エ（ア）に規定する便器の数について、定員25人までは1個以上、定員26人から50人までは2個以上、定員51人から75人までは3個以上とする。

ただし、定員25人までの場合においては、当該便所を利用する従事者等の人数を含むものとする。

(2) 女性の混雑緩和に配慮した場合は、条例第3条第5号エ（イ）に規定する基準によらないこととする。

附 則

この特例は、令和6年7月9日から施行する。